

はじめに

栃木県では、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」を平成 15 年 4 月 1 日に施行し、すべての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現のため、人権尊重の社会づくりを総合的に推進しています。

県教育委員会は、この趣旨を踏まえると共に、「栃木県人権教育基本方針」に基づき、人権尊重の精神の涵養を目的とした人権教育を、すべての学校すべての地域において積極的に推進しています。また、今年度からスタートした「とちぎ教育振興ビジョン（二期計画）」（平成 18 年度～平成 22 年度）においては、「互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現」を目指して、人権教育を3本柱の1つに位置付けております。

生涯学習課では、本県の人権教育の基本的な在り方及び推進の方策を示した「人権教育の手引」（県教育委員会 平成 14 年 3 月発行）を受けて、人権教育に関する社会教育指導資料を作成しています。同和教育から人権教育に再構築された平成 14 年度には、社会教育の場面で、どのように人権教育を推進していくかを示した『じんけん学びガイド』を作成いたしました。平成 15 年度には、より実践的な内容で示した『じんけん実践ガイド』を、そして、平成 16 年度には、指導者養成の研修を企画・立案、運営、そして評価する上でのガイドブックとして『じんけん研修ガイド』を、さらに、平成 17 年度には、公民館での人権学習に焦点を当てた『じんけん公民館ガイド』をそれぞれ作成してきました。

県教育委員会では、平成 9 年度から当時の同和教育に参加体験型学習を取り入れており、今年度で 10 年を迎えます。また、同和教育から人権教育に再構築されて5年を経過する節目の年に当たります。そこで今年度は、人権教育における参加体験型学習（ワークショップ）に焦点を当て、この『じんけんワークショップガイド』を作成しました。これまでの資料と併せて活用いただきたいと思いますと考えております。

本資料が、社会教育の場面をはじめ様々な学習機会の中で活用され、市町村において人権教育を推進する上で参考となりますことを期待しております。

平成 19 年 3 月

栃木県教育委員会事務局生涯学習課長 水 越 久 夫

目

次

はじめに

目次

編集の方針 1

第Ⅰ章 人権学習におけるワークショップ 3

Ⅰ- 1 ワークショップとは? 4

Ⅰ- 2 ファシリテーターとは? 8

Ⅰ- 3 なぜ、人権学習にワークショップなのか 12

第Ⅱ章 ねらいに合ったワークショッププログラム 25

Ⅱ- 1 学習展開計画の立て方 26

Ⅱ- 2 対象者に合わせたプログラム例 30

第Ⅲ章 実践しよう！アクティビティ 51

Ⅲ- 1 ゲーム感覚で楽しい活動をしたい 52

Ⅲ- 2 カードやワークシートを使いたい 54

Ⅲ- 3 話し合いを活発にしたい 64

Ⅲ- 4 体験活動で考えを深めたい 68

Ⅲ- 5 「ふりかえり」をしたい 70

参考文献一覧

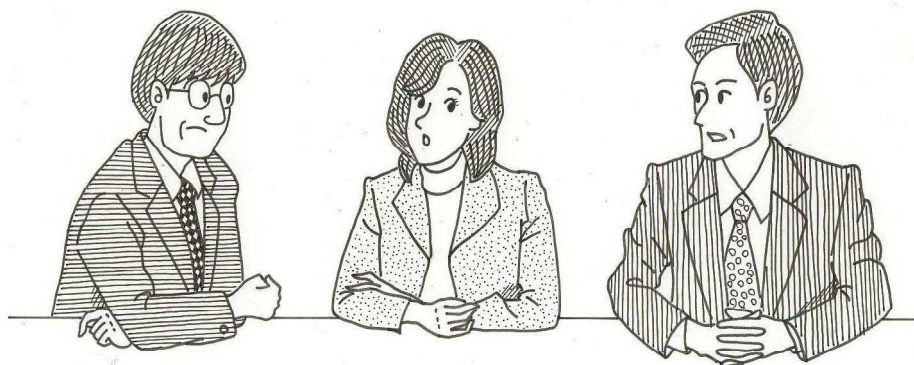
おわりに

編集の方針

今度人権教育の研修で、ワークショップを取り入れてみようと思うんだけど、良いアイデアが思い浮かばないんだ。何か、良いアクティビティはないかな。

ワークショップに関する資料はたくさんあるけど、テーマに合ったアクティビティが入った資料が欲しいわね。

様々な研修にワークショップが取り入れられていると聞けけれど、そんなに優れた方法なのかな。話を聞いた方がずっと勉強になると思うんだよね……。



県教育委員会では、「栃木県人権教育基本方針」（平成 13 年 11 月 6 日決定）に基づき、人権尊重の精神の涵養を目的とした人権教育を、すべての学校すべての地域において積極的に推進しています。

生涯学習課では、この基本方針を受け、人権に関する社会教育指導資料として、“じんけんガイド” シリーズを平成 14 年度より作成しています。

まず、平成 14 年度の『じんけん学びガイド』では、社会教育において、人権教育を進める上での基本的な考え方を示しました。

平成 15 年度の『じんけん実践ガイド』では、人権教育の 3 つの内容を社会教育分野で具体的に実践していくためのガイドとなるよう、具体的な場면을挙げ事例を交えながらアクティビティを示しました。

平成 16 年度の『じんけん研修ガイド』では、人権教育指導者養成研修の企画・立案・運営・評価のポイントについて示しました。

平成 17 年度の『じんけん公民館ガイド』では、公民館等の社会教育施設における人権学習について示しました。

そして今年度は、5 作目として、『じんけんワークショップガイド』を作成しました。

平成9年度から「人権に関する社会教育指導資料」を作成し、人権学習に、学習者一人一人が自らの知識や体験をもって主体的に活動する“参加体験型学習”を取り入れています。

本書では、この「参加体験型学習」を“**ワークショップ**”と呼ぶこととします。今回改めてワークショップの良さや特徴を見直し、それを取り入れた人権学習を進めるガイドブックとして作成しました。

本書は、以下のような3つの章立てで構成しましたが、人権学習だけでなく、様々な分野の研修にも活用いただければと思います。

本書の構成

〔第Ⅰ章〕 人権学習におけるワークショップ

人権学習におけるワークショップでは、学習者の主体的な活動とコミュニケーションを大切にしながら、効果的に人権感覚を磨き、人権意識を高めることができます。

ここでは、ワークショップのねらいやその進め方について、国内外や栃木県の人権教育の動向も含めながら説明しています。

〔第Ⅱ章〕 ねらいに合ったワークショッププログラム

ワークショップを実践するに当たっては、ねらいに合ったアクティビティを選び、組み立てていくことが重要です。

ここではまず、実践的な学習展開計画の立て方を説明し、その後具体的なワークショップについて、対象者や人権課題（テーマ）別に、学習の進め方やポイントを入れて説明しています。

〔第Ⅲ章〕 実践しよう！アクティビティ

ワークショップを実践するには、そのねらいや対象者に合ったアクティビティを考えることが大切です。

ここでは、アクティビティを、5つのグループに分類して説明します。また、そのうちのいくつかはそのまま印刷して使えるワークシートも掲載しています。